

前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ 実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ」（以下「コンペ」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。これに基づき、群馬県庁周辺の幹線道路において、歩行者や公共交通を中心としたウォークアブルな道路空間へと再編し、交通と人の流れを変え、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出を図り、地域の活性化と地域独自の価値を生み出す、世界に誇れる空間デザインを広く募るものである。

（事務局）

第2条 コンペの事務局は、群馬県県土整備部都市整備課に置く。

（コンペの開催）

第3条 コンペは、募集要項に基づき実施するものとする。

（選定）

第4条 コンペの審査については、別途定める「前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ 審査委員会設置運営要領」に基づく審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて行う。

（審査）

第5条 コンペの審査は2段階審査で実施する。

2 1次審査は、提案書類による審査とする。

3 2次審査は、提案書類、プレゼンテーション、質疑応答に基づく総合的な審査とする。

（審査方式）

第6条 コンペの審査方式は「採点＋合議方式」により実施する。

（最優秀作品等の決定）

第7条 提出された作品について、審査委員会において審査し、最優秀作品、次点、入選を決定する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、本コンペ完了日をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行し、コンペ完了日をもって、その効力を失う。

（競技名称の改正、第1条第1項一部改正、第7条第1項一部改正）